

令和3年5月11日

保護者の皆様へ

横浜市子ども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間の延長（令和3年5月12日から5月31日）における 保育所等[※]の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和3年5月7日付で政府による「まん延防止等重点措置」の対象期間が、令和3年5月31日まで延長されました。

そのため、本市における保育所等の利用については、令和3年4月19日付で保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における保育所等の利用について（令和3年4月19日 こ子第271号）」の取り扱いを令和3年5月31日まで継続することとします。

引き続き、市内の保育所等は原則開園とし、保育所等を利用いただけますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には保育所等の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

なお、利用料等についても、以下のとおり継続の取扱いとなりますのでよろしくをお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 保育所等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

日頃からお願いしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での保育所等のご利用を改めてお願いします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・ 仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする
- ・ 在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

2 その他

(1) 本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年5月12日から5月31日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

(2) 園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課	FAX：664-5479
【保育所等の利用について】	671-3564
保育・教育認定課	
【利用料について】	671-0255
保育対策課	
【年度限定保育事業について】	671-4469